

「代表理事」等の選定について

役員の改選に伴い、新たに代表理事、理事長、副理事長、専務理事、及び業務執行理事の選定を行う必要があります。

代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する(当協会定款第 33 条第 2 項)としており、理事長、副理事長及び専務理事は代表理事より理事会の決議により選定することができる(同条第 3 項、第 4 項)としております。

また、同第 34 条第 3 項では「副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。」としており、新たな副理事長の選定に伴い、この順序を決定する必要があります。

つきましては、以下の通り代表理事等を選定すること並びに副理事長の順序決定につき、ご審議をお願いいたします。

- (1) 柵山正樹理事を代表理事に選定し、理事長とする。
- (2) 松本匡理事を代表理事に選定し、副理事長とする。
- (3) 橋本仁宏理事を代表理事に選定し、副理事長とする。
- (4) 伊藤章理事を代表理事に選定し、専務理事とする。
- (5) 伊藤章理事を業務執行理事に選定する。
- (6) 定款第 34 条第 3 項に定める「理事会が予め決定した順序」を、『第一順位 松本匡代表理事副理事長、第二順位 橋本仁宏代表理事副理事長』とする。

以上

【ご参考】

《定款》(抜粋)

第 33 条第 2 項 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項の規定により選定された代表理事の中から理事会が選定した者は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、代表理事より副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は 2 名以内、専務理事は 1 名とする。

第 34 条第 3 項 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。